第四九類			
印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案			
四九・〇一	印刷した書籍、小冊子、リーフレットその他これらに類する印刷物（単一シートのものであるかないかを問わない。）		
四九〇一・一〇	単一シートのもの（折り畳んであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	
	その他のもの		
四九〇一・九一	辞典及び事典（シリーズの形式で発行するものを含む。）	ＣＴＨ	
四九〇一・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
四九・〇二	新聞、雑誌その他の定期刊行物（挿絵を有するか有しないか又は広告を含んでいるかいないかを問わない。）	ＣＴＨ	
四九〇三・〇〇	幼児用の絵本及び習画本	ＣＴＨ	
四九〇四・〇〇	楽譜（印刷したもの及び手書きのものに限るものとし、製本してあるかないか又は挿絵を有するか有しないかを問わない。）	ＣＴＨ	
四九・〇五	地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）		
四九〇五・一〇	地球儀、天球儀その他これらに類するもの	ＣＴＨ	
	その他のもの		
四九〇五・九一	製本したもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
四九〇五・九九	その他のもの	ＣＴＨ	
四九〇六・〇〇	設計図及び図案（建築用、工学用、工業用、商業用、地形測量用その他これらに類する用途に供するもので手書き原図に限る。）並びに手書き文書並びにこれらをカーボン複写し又は感光紙に写真複写したもの	ＣＴＨ	
四九〇七・〇〇	郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（発行国（額面で流通する国を含む。）で通用するもので使用してないものに限る。）、これらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手帳並びに株券、債券その他これらに類する有価証券	ＣＴＨ	
四九・〇八	デカルコマニア	ＣＴＨ	
四九〇九・〇〇	葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び個人の挨拶、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付きであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ	
四九一〇・〇〇	カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る。）	ＣＴＨ	
四九・一一	その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。）		
四九一一・一〇	広告、商業用カタログその他これらに類する物品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他のもの		
四九一一・九一	絵画、デザイン及び写真	ＣＴＨ	
四九一一・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	

第五〇類			
絹及び絹織物			
五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）	ＣＣ	
五〇〇二・〇〇	生糸（よってないものに限る。）	ＣＴＨ	
五〇〇三・〇〇	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＴＨ	
五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬（ちゅう）糸及び小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ	
五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡紬（ちゅう）糸（小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ（第五〇・〇六項の材料からの変更を除く。）	
五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬（ちゅう）糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす	ＣＴＨ（第五〇・〇五項の材料からの変更を除く。）	
五〇・〇七	絹織物	(1)	
第五一類	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物		
五一・〇一	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）	ＣＣ	
五一・〇二	繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）	ＣＣ	
五一・〇三	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	ＣＣ	
五一〇四・〇〇	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	ＣＣ	
五一・〇五	羊毛、繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）	ＣＣ	
五一・〇六	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五一・〇七	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五一・〇八	紡毛糸及び梳毛糸（繊獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五一・〇九	羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）	ＣＴＨ（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五一一〇・〇〇	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛を芯糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。）	
五一・一一	紡毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	(2)	
五一・一二	梳毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	(2)	
五一一三・〇〇	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	(2)	
第五二類	綿及び綿織物		
五二〇一・〇〇	実綿及び繰綿（カードし又はコームしたものを除く。）	ＣＣ	